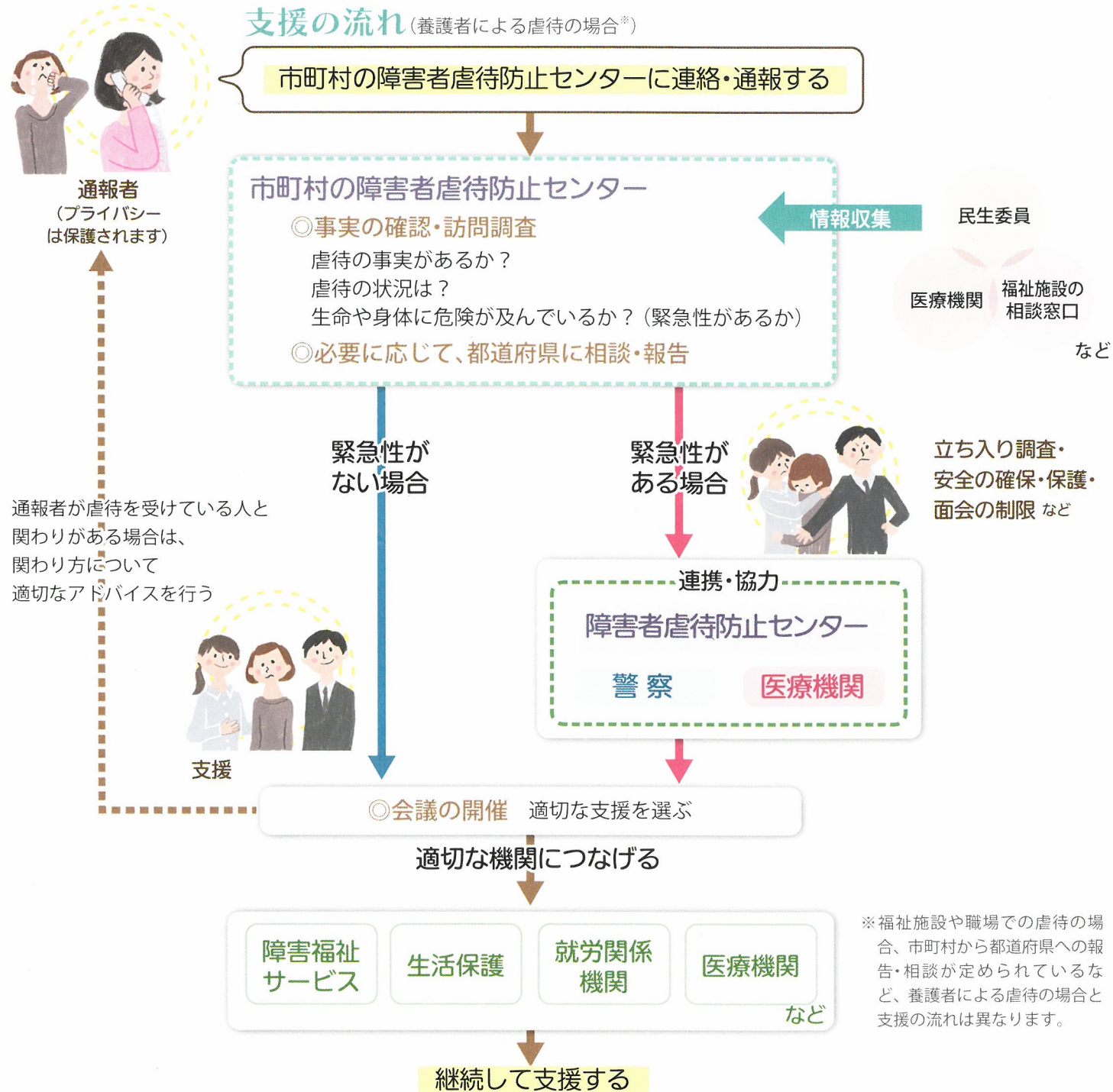


# わたしたちの連絡・通報が 虐待のない社会の第一歩です

市町村に設けられている障害者虐待防止センターは、通報を受けると、各関連機関と連携をとりながら適切な支援につなげます。支援は一時的でなく、障がいのある人が安心して暮らせるように、また、地域の中で自立した生活ができるように、継続的に行われます。



※福祉施設や職場での虐待の場合、市町村から都道府県への報告・相談が定められているなど、養護者による虐待の場合と支援の流れは異なります。

\*三鷹市では、法律で定められたもの及び固有名詞を除き「障がい者」と表記しています。

## 連絡・通報・問い合わせ先

### 三鷹市障がい者虐待防止センター

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 (健康福祉部 障がい者支援課)  
 TEL.0422-45-1151 (内線 2654 ~ 2657) / FAX.0422-47-9577  
 E-mail:shien@city.mitaka.lg.jp

虐待のない明日のために

# 知ってください 障害者虐待 防止法



障がいのある人の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月に施行されました。障がいのある人も、ない人も、共に安心して生活できる社会にするための法律として、多くの人に浸透していくことが期待されています。

わたしたち一人ひとりが障がいのある人を取りまく環境や障害者虐待防止法について理解し、虐待を防止するためにどんな行動をとればよいのか、知っておくことが大切です。

## 三鷹市